

公立丹南病院組合告示第4号

令和3年度公立丹南病院組合人事行政の運営等の状況

公立丹南病院組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年8月26日条例第4号）第6条の規定に基づき、公立丹南病院組合の人事行政の運営等の状況について、次のとおり公表する。

令和4年9月9日

公立丹南病院組合
管理者 佐々木 勝久



記

1 職員の任免および職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況

各年度4月1日現在の部門別職員数の状況は、次の表のとおりです。

(単位：人)

区分 部門		職員数		対前年 増減数	主な 増減理由
		令和3	令和4		
公営企業等会計部門	その他	1	1	0	
合 計		1	1	0	

2 職員の給与の状況

(1) 一般職の給与等の状況

地方自治法第257条の17の規定に基づく、鯖江市と公立丹南病院組合との協議により、給与等は鯖江市が支弁しております。

(2) 特別職の給料、報酬等の状況

令和4年4月1日現在における特別職の給料、報酬等の状況は、次の表のとおりです。

区分	給料または報酬年額	期末手当（令和3年度支給割合）
議 長	22,100円	支給しない
副議長	19,900円	
議 員	17,700円	

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況

鯖江市に準ずる。

(2) 休暇等の概要

鯖江市に準ずる。

4 職員の分限および懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況

分限処分とは、公務の能率の維持およびその適正な運営の確保の観点から、職員がその職責を十分に果たすことができない場合に行う処分のことです。

令和3年度の分限処分者はありませんでした。

(2) 懲戒処分の状況

懲戒処分とは、職務上の義務違反など公務員としてふさわしくない非行がある場合に行う処分のことです。

令和3年度においては、懲戒処分者はありませんでした。

5 職員の服務の状況

職員の服務については、その根本基準として、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」とされています。(地方公務員法(以下「法」という。)第30条)さらに、次のような義務、禁止および制限事項が定められています。

- ・ 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務(法第32条)
- ・ 信用失墜行為の禁止(法第33条)
- ・ 秘密を守る義務(法第34条)
- ・ 職務に専念する義務(法第35条)
- ・ 政治的行為の制限(法第36条)
- ・ 争議行為等の禁止(法第37条)
- ・ 営利企業等の従事制限(法第38条)

令和3年度は、服務義務違反により処分された職員はありませんでした。

6 職員の研修の状況

職員には、その勤務能率の発揮および増進のために、研修を受ける機会が与えられなければならないとされています。(法第39条)

鯖江市独自の研修(講師派遣による研修)に参加しました。

7 職員の福祉および利益の保護の状況

(1) 福利厚生制度の概要

2 職員の給与の状況 (1) 一般職の給与等の状況に同じ。

(2) 公務災害補償制度の状況

同上

8 勤務条件に関する措置の要求の状況

(1) 制度の概要

職員は、給与、勤務時間その他勤務条件に関して、組合当局により適当な措置がとられるよう、公平委員会に要求することができます。

(2) 件数および処理状況

令和3年度における措置要求はありませんでした。

9 不利益処分に関する不服申し立ての状況

(1) 制度の概要

職員は、懲戒処分など、その意に反する処分を受けた場合には、公平委員会に不服申し立てができます。

(2) 件数および処理状況

令和3年度において不利益処分に関する不服申し立てはありませんでした。